

第3回小規模企業共済制度検討小委員会議事要旨

1. 日時：平成21年5月1日（金） 10:00～11:50

2. 場所：経済産業省別館8階 843会議室

3. 出席者

○委員：浅野委員長 菅谷委員（後藤委員代理） 瀬戸委員 田畑委員 坪田委員
西沢委員 平川委員 吉岡委員 渡邊委員

○省内出席者：横尾事業環境部長 佐藤財務課長 吉村税制企画調整官
奈須野経営安定対策室長 最上中小機構室長

4. 配付資料

○資料1：議事次第

○資料2：委員名簿

○資料3：個別論点整理

5. 議事概要

○事務局より資料3について説明後、自由討議。主な発言は以下の通り。

- ・新規加入者の範囲は、個人事業における「共同経営者」としてはどうか。なお、メルクマールとしては、「経営に参画していること」「従業員に対して指揮監督権限があること」を採用してはどうか。
- ・「事業に無関係な者」と切り分けるための確認書類として、社会保険の標準報酬月額決定通知や税務申告書類も想定されるが、零細個人事業主の場合、厚生年金に加入していないことや、確定申告をしていないことも想定される。このため、国民健康保険税簡易申告書を活用することも検討してはどうか。
- ・ベンチャー企業の立ち上げ段階では、収入を補うため、他の事業主から給与を受け取っていることもあり得る。他の事業主から給与を受け取っているからといって、単純に「事業に無関係な者」とすべきではない。
- ・複数の事業から給与所得を得ている「共同経営者」については、所得が最も高い事業についてのみ「共同経営者」として加入を認めるといった基準を設けるべきではないか。
- ・メルクマールのうち「経営の参画」については、「経営の基本的事項（事業廃止、新規出店等）の決定について『個人事業主』との合意が必要であること等を盛り込んだ契約（「経

営契約)」により確認してはどうか。

- ・「経営契約」に『『個人事業主』と『共同経営者』が、第三者の債務について連帯して責任を負う』旨を盛り込むことも想定されるが、その旨を知らない第三者に対して効力を有さない。むしろ、個人事業主に対して、「共同経営者」が債務保証などの責任を負う旨を明確化してはどうか。
- ・小規模企業共済に加入するために必要となる「経営契約」の存在により、金融機関から、「共同経営者」が保証人になることを求められたりする可能性があるのではないか。
- ・「経営契約」に「損益の分配」に関する規定を盛り込むことも想定されるが、青色事業専従者給与など税法における取扱いと齟齬を来さないよう検討すべきではないか。
- ・零細な個人事業主の場合、就業規則を策定している例はほとんどない。「経営契約」に加え、「従業員に対する指揮監督権限を有すること」を示すために就業規則類似のものを要求するのであれば、雛形を示すべきではないか。
- ・「共同経営者」の事業からの引退は、任意性が高い。このため、「個人事業主」の廃業にあわせて「共同経営者」が事業から引退する場合や、「共同経営者」が死亡・疾病等により引退する場合を、「共同経営者」の「廃業」と認定し、共済事由として取り扱うべきではないか。「個人事業主」が事業を継続している場合であって金銭を受け取りたいときは、任意解約手続をとるべきではないか。
- ・「共同経営者」については、経営から比較的容易に離脱できるため、「経営契約」の内容等を変更した場合に報告を求める、あるいは、毎年1回報告を求めるといった取扱いをしてはどうか。
- ・報告を求める場合、加入者が増えるに従い、委託団体や代理店の事務負担が大きくなることが懸念される。運用の実効性も考慮して検討を進めて欲しい。
- ・繰越欠損金が解消の目標年度については、状況により前後する可能性が高いことを踏まえて、ある程度幅を持たせて設定するほうがよいのではないか。
- ・付加共済金の支給は繰越欠損金の解消の妨げとなることから、その支給要件の緩和は現時点では困難ではないか。
- ・資産運用については、繰越欠損金が増加するリスクを避けるため、積極運用ではなく現

状維持とすべきではないか。

- ・ 予定利率を引き下げた場合は、①既加入者にとってデメリットとなる、②会計上、責任準備金が一時的に増加する といった問題が生じる。このため、今回は、予定利率の引下げを見送り、今後、一層共済財政が悪化した場合の手段と位置づけるべきではないか。
- ・ 繰越欠損金の解消動向を踏まえ、今後の予定利率の引上げや引下げを盛り込んだ「繰越欠損金解消計画」を策定することで、加入者の不安を払拭すべきではないか。
- ・ 今回まで、小規模企業制度の見直しに関する論点を検証してきた。次回は、これまでの議論を踏まえて、小委員会として中間報告をとりまとめることとしたい。

以上